

事 務 連 絡  
平成 30 年 9 月 14 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号）、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成 30 年 2 月 7 日医政地発 0207 第 4 号）及び「地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取り扱い等について」（平成 28 年 1 月 18 日事務連絡）をもって通知及び連絡したところですが、今般、基金の積極的かつ効果的な活用を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を進めるため、特に疑義照会が多く寄せられる事業区分 I の対象事業につきまして、別添のとおり明確化しましたのでお知らせいたします。

つきましては、今後、別添内容を踏まえて、事業を計画していただくようお願いいたします。

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課  
医師確保等地域医療対策室  
代表 03-5253-1111（内線 2771・2661）  
直通 03-3595-2186  
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

（１）「回復期病床への転換」以外の施設設備整備

事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のうち、標準事業例５「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」の施設設備整備については、回復期病床への転換に係る整備に限定されるものではなく、医療機関の再編統合に係る整備や、病床のダウンサイジングに係る整備等、病床の機能分化・連携に特に必要な整備であれば対象となる。

（２）建物の改修整備費

「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 7 日医政地初 0207 第 4 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の 1.（１）「建物の改修整備費」について、建物の改修整備の一環として行う設備整備や備品の購入に要する費用も対象に含まれる。

（３）建物や医療機器の処分に係る損失

「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 7 日医政地初 0207 第 4 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の 1.（２）「建物や医療機器の処分に係る損失」について、再編統合等により建替や廃止等を行う医療機関の損失も対象に含まれる。

（４）その他

事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のうち、標準事業例５「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」について、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象となる。

① 医療機関の再編統合に伴う研修経費

医療機関の再編統合により統合先医療機関に異動予定となった職員が、統合先医療機関における研修を受けるために要する費用（旅費等）。

なお、基金による支援は、地域医療構想調整会議において再編統合が合意された日から再編統合前日までを基本とする。

② 地域医療連携の促進経費

都道府県や医師会、医療法人等が、医療機関等の関係者に対して地域医療連携の促進を図るために開催する説明会や相談会等の運営等に要する費用。

なお、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の取組につながるよう、都道府県が説明会や相談会等に関与することを基本とする。